

(地 I 228)

平成29年11月10日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長
中 川 俊 男

公益社団法人 日本医師会常任理事
釜 范 敏

地域医療構想調整会議の進め方に関する留意事項について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

病床機能報告等の結果から、病棟単位ですべての病床が稼働していない医療機関が確認された場合には、当該医療機関に対し地域医療構想調整会議へ出席を求め、「非稼働の理由」並びに「当該病棟の今後の運用見通しに関する計画」につき、説明を求めることとされております。

本事務連絡は、当該病棟が今後再稼働する予定であると計画されている場合は、「当該医療機関における医療従事者の確保の方針」、「構想区域の他の医療機関の診療実績」、「将来の医療需要の動向」等を踏まえた上で、現在の当該医療機関で稼働している病棟の稼働率を上げたとしても、なお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かを十分に検討すること留意するよう依頼しております。

特に、再稼働を予定している病棟が担う予定の病床機能が、当該構想区域で過剰な病床機能とされている場合は、過剰な病床機能へと転換する場合と同様にみなすため、より慎重に検討することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知いただくとともに、各調整会議で取りまとめにあたっておられる貴会管下の郡市区医師会長並びに関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想調整会議の進め方に関する留意事項について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）あてに連絡しましたので、ご了知方よろしく願いいたします。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課

藤本、竹内

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
平成 29年 11月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想調整会議の進め方に関する留意事項について

地域医療構想調整会議における議論の進め方については、都道府県研修会等において適宜お示ししてきたところですが、下記の点に留意いただきますようお願いします。

記

病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関が確認された場合には、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、次の点について説明するよう求めること。

- ・ 病棟を稼働していない理由
- ・ 当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

その上で、当該病棟の今後の運用見通しに関し、病棟を再び稼働しようとする計画がある場合には、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、地域の他の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、現在稼働している病棟の稼働率を現在以上に上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて地域医療構想調整会議において十分に議論すること。

特に、再稼働した場合に担う予定の病床機能が、構想区域において過剰な病床機能である場合には、過剰な病床機能へ転換するケースと同様とみなし、より慎重に議論を進めること。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課

藤本、竹内

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp